

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨と目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の背景
5. SDGsを踏まえた計画の推進

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨と目的

利根町（以下「本町」という。）では、2015年（平成27年）に「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」を、2020年（令和2年）に「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」を策定し、「男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね」を基本理念に掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

2020年（令和2年）12月には、男女共同参画の実現に向けた取組を一層推進するため、「利根町男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を制定しました。

第2次計画の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動や経済活動に影響が生じる中、複雑な課題を抱えた家庭の孤独・孤立や、貧困等の問題が顕在化しており、男女共同参画の分野においても困難を抱える方へのきめ細かな支援の必要性が高まっていると考えられます。

また、本町は現在、県内第2位の高齢化率となっており、少子高齢化が深刻な問題となっています。このような状況の中、活力ある社会を維持するためには、男女の違いや年齢に関係なく、仕事・家庭・地域社会それぞれで意欲と能力ある個人に活躍する機会を広げ、また、それぞれの人がもつ考えを自由に言い合え、かつ、受け入れ、人々が対等に関わり合うことができる社会の実現が必要不可欠です。

そのためにも、性別による固定的役割分担意識¹による生き方の決めつけや配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント²等の問題への対応など、男女共同参画施策に引き続き取り組んでいくことが求められています。

この度「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」の計画期間が満了するにあたり、条例の理念を具現化することで、思いやりの心でつなぐ、一人ひとりがいきいきと自分らしく輝ける社会の実現を目指し、町民、事業者、学校、行政が一体となり、より一層の男女共同参画の推進を図るため「第3次利根町男女共同参画推進プラン（2025～2029）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

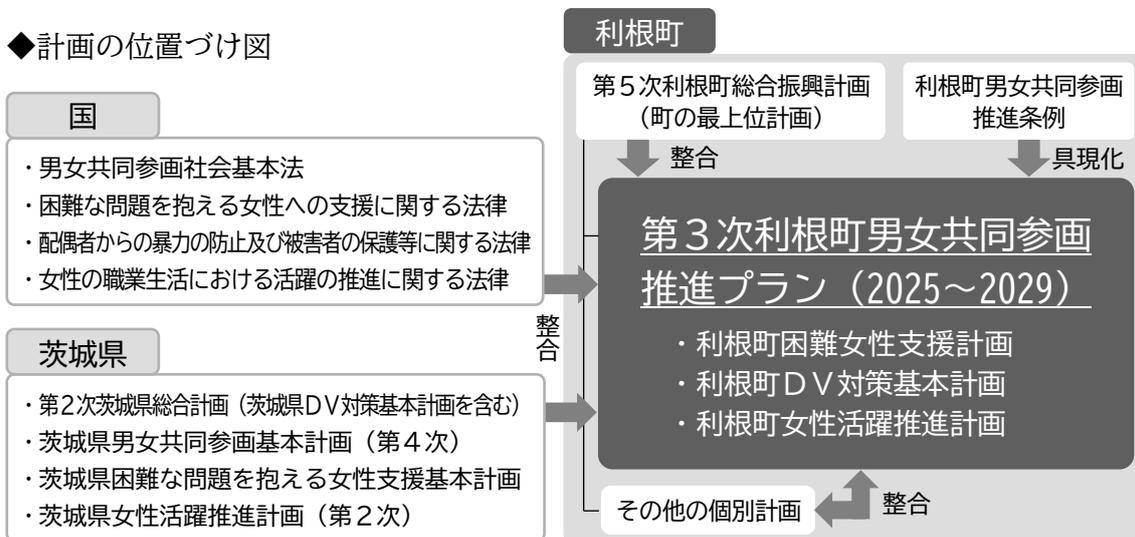
¹ 性別による固定的役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」等のように男性、女性という性別を理由として役割を固定的にわけること。こうした意識を無意識にもつことを、「アンコンシヤス・バイアス」という。

² セクシュアル・ハラスメント 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給等の不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること。

2. 計画の位置づけ

- ・本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定するものです。
- ・また、本プランは以下の通りの計画として位置づけます。
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（困難女性支援計画）
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（DV³対策基本計画）
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（女性活躍推進計画）
- ・本プランは、本町の最上位計画である「第5次利根町総合振興計画」と整合性を図り策定するものです。
- ・本プランは、利根町男女共同参画推進条例第9条に基づく「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」として策定するものです。
- ・本プランは、2023年（令和5年）に実施した「男女共同参画社会住民アンケート調査」の結果や、利根町男女共同参画推進委員会、町民の声を反映して策定するものです。

◆計画の位置づけ図



3. 計画の期間

本プランの期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）の5か年とします。

³ DV ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。

4. 計画の背景

◆世界の動き

年	内容
1975年（昭和50年）	「国際婦人年」を宣言 国際連合において、1975年（昭和50年）を国際婦人年とし、同年開催された第1回世界女性会議で、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。
1979年（昭和54年）	「女性差別撤廃条約」の採択 従来の男女の性的役割分担に基づく差別や偏見を撤廃し、男女平等の実現を目指すため、国連総会で採択されました。
1985年（昭和60年）	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 2020年（令和2年）に向けて女性の地位向上のために世界的に取り組むべきガイドラインが採択されました。
1995年（平成7年）	「行動要領」「北京宣言」の採択 女性の健康や女性に対する暴力等の12の課題が示され、「平等、開発、平和」のためのあらゆる分野における女性の参画を求める宣言がなされました。
2000年（平成12年）	「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」の採択
2006年（平成18年）	世界経済フォーラム（WEF）において世界各国の男女格差を測る指数である「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」が公表
2011年（平成23年）	「UNWomen（ジェンダー ⁴ 平等と女性のエンパワーメント ⁵ のための国連機関）」の発足
2015年（平成27年）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs ⁶ ）」の採択 人間、地球及び繁栄のための17の目標の1つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられました。

⁴ ジェンダー 何が女性的で、何が男性的かを表す社会的・文化的につくられた性別のこと。

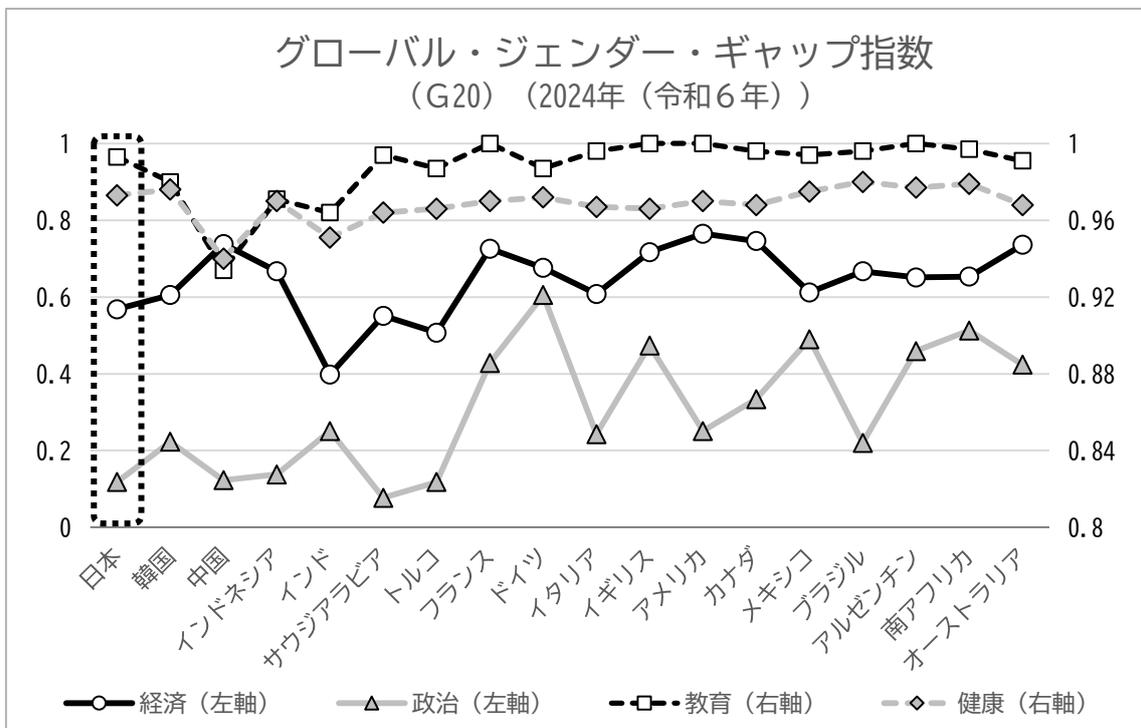
⁵ エンパワーメント 社会、組織の中で、今まで虐げられてきた人たちが力をつけ、もともともっていた一人ひとりの個性を再び息づかせること。

⁶ SDGs SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS の略で、持続可能な開発目標のこと。「誰ひとり取り残さない」を理念に、開発途上国のみでなく、先進国も取り組むべきグローバルな課題として、2030年（令和12年）を期限に、貧困、エネルギー、平等等の17の目標を定めている。

○ グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 ○

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数とは、スイスの非営利財団である「世界経済フォーラム」が公表する、経済・教育・健康・政治の4分野における男性の参画状況と女性の参画状況の差を集計した指標です。

2024年（令和6年）版において、日本は「経済」「政治」の各分野で低い水準となっており、詳細12項目中、管理職等に占める女性の割合：経済（Legislators, senior officials and managers）、国会議員に占める女性の割合：政治（Women in parliament）、国家元首の在任期間に占める女性の割合：政治（Years with female/male head of state (last 50)）の3項目で、スコアが1.0点中0.3以下と特に低くなっています。



◆国の動き

年	内容
1999年（平成11年）	「男女共同参画社会基本法」施行 男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題として位置づけられました。
2000年（平成12年）	「男女共同参画基本計画」の閣議決定 男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、施策の方向や具体的取り組み等を定めました。
2001年（平成13年）	「男女共同参画局」の設置 新たに内閣府に設置されました。
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法またはDV防止法）」の施行 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律として施行されました。
2005年（平成17年）	「男女共同参画基本計画（第2次）」の閣議決定
2007年（平成19年）	「仕事の生活の調和（ワーク・ライフ・バランス ⁷ ）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
	持続可能な社会の実現に向け、誰もが仕事と生活の双方を調和し、官民一体となって取り組んでいくための支援策等が示されました。
2010年（平成22年）	「男女共同参画基本計画（第3次）」の閣議決定
2015年（平成27年）	「女性活躍推進法」施行 自らの意思で働くことを希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性が仕事で活躍する」といった内容を事業主に対して義務化した法が施行されました。
	「男女共同参画基本計画（第4次）」の閣議決定
2019年（平成31年）	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行

⁷ ワーク・ライフ・バランス（仕事の生活の調和） 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

年	内容
2020年（令和2年）	「男女共同参画基本計画（第5次）」の閣議決定
	「改正労働施策総合推進法」施行
	「女性活躍推進法」改正・2020年（令和2年）より段階的に施行 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等が盛り込まれました。
2021年（令和3年）	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 政党等の取組項目の例示としてセクハラ・マタハラ等対策等 が明記されました。
2022年（令和4年）	「育児・介護休業法」改正・令和4年より段階的に施行 柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。
2024年（令和6年）	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新 法）」施行 生活困窮、性暴力、孤独・孤立といった社会課題が顕在化する 中で、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊 重される社会を実現するための法律として施行されました。

◆茨城県の動き

年	内容
2001年（平成13年）	「茨城県男女共同参画推進条例」の制定
2002年（平成14年）	「茨城県男女共同参画基本計画」の策定
2005年（平成17年）	「女性プラザ男女共同参画支援室」の設置
2011年（平成23年）	「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」の策定
2016年（平成28年）	「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」の策定
2017年（平成29年）	「茨城県女性活躍推進計画」の策定
	女性活躍推進法に基づく計画として、女性の職業生活におけ る活躍の推進等に取り組むことが示されています。
2021年（令和3年）	「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の策定
	「茨城県女性活躍推進計画（第2次）」の策定
2022年（令和4年）	「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の策定
	計画の中に茨城県DV対策基本計画（第5次）が位置づけられ ました。
2024年（令和6年）	「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の策定
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき策定 され、相談体制の充実や回復と自立に向けた支援体制の整備 に取り組むことが示されています。

第1章 計画の概要

◆利根町の動き

年	内容
2013年（平成25年）	「男女共同参画社会住民アンケート調査」の実施
2015年（平成27年）	「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」の策定
2018年（平成30年）	「男女共同参画社会住民アンケート調査（2回目）」の実施
2020年（令和2年）	「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」の策定
	「利根町男女共同参画推進条例」の制定
2024年（令和6年）	「男女共同参画社会住民アンケート調査（3回目）」の実施
2025年（令和7年）	「第3次利根町男女共同参画推進プラン（2025～2029）」の策定
	計画の中に利根町困難女性支援計画・利根町DV対策基本計画・利根町女性活躍推進計画を位置づけています。

○ 利根町男女共同参画推進条例 前文 ○

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野で、総合的な施策の推進の重要性が示されている。

また、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しており、女性の活躍を一層推進していくことが重要になっている。

利根町においては、平成27年に「利根町男女共同参画推進プラン」を、令和2年に「第2次利根町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識、性別に起因する暴力や人権侵害など、多くの課題が解決されていないことから、男女共同参画社会の実現には、総合的かつ計画的に推進することが必要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、町、町民及び事業者が一体となった取組を推進するため、男女共同参画の推進についての基本理念やそれぞれの責務等を定めた条例を制定する。

※条例の全文は、資料編をご覧ください。

5. SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年（令和12年）を年限とした国際目標のことです。2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択され、17の目標と、169のターゲットとよばれる詳細目標があります。

本町では、町の最上位計画である第5次利根町総合振興計画について、持続可能なまちづくりを目指した計画とするために、SDGsの視点や考え方を取り入れたものとするなど、SDGsの推進に取り組んでいます。

男女共同参画の分野においても、SDGsの17のゴールのうち、「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」などを中心に、SDGsを踏まえた男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいきます。

◆SDGsの17のゴール

